

「寛文七年金沢図」の藩士配置と都市計画

木越 隆三

はじめに

今回、約3653件（地番数では3554区画）におよぶ「寛文七年金沢図」（以下では「寛文七年図」と略記）の文字情報を、その区画ごとに識別記号や番号を与え解読したが、このような作業は、明治以来、誰も成し遂げていないことと思われる。「延宝金沢図」（以下「延宝図」）については、すでに4枚の写図があり、それを模写した史家も多くいる。模写という方法で「延宝図」に記載された文字情報は解読され、それらを活用した郷土史研究や城下町研究も多い。しかし、「寛文七年図」には写図が残っていないこともあり、詳細な解読はされていない。「延宝図」とほぼ同時代の詳細図であることから、あえて解読する意欲をそそらなかったことも要因であろう。さらに付言すれば、「延宝図」の文字情報を分類したり、集計するようなことも、これまでなされていないので今後取り組む予定である。今回の解読作業は、地番ごとに文字情報をすべて読み取り、データ化し分類した点で、画期的だと考えている。但し、屋敷廻りの実寸記載などは今回解読していない。

今後予定している「延宝図」全体の解読によって、両者を地番ごとに比較検証できるようになる。そうなれば、わずか6年間で複合城下町金沢がどのように変容したか、その変貌の一端を確実な資料で押さえることができる。その結果、17世紀後半の城下町の空間構成が、きわめて具体的に確認できるだけでなく、当時焦眉となっていた都市問題も浮かび出てくるであろう。この基礎データを基準に、18～19世紀における城下町の変容過程をシャープに把握することも可能となる。その結果、近世城下町の都市計画の考え方までも類推可能になると期待している。近世の都市空間は武家権力が、どのような計画性のもとで建設し、利用したのか、こうした疑問は絵図資料を活用し検証するのが有効であろう。こうしたアプローチから、近世城下町の都市計画の考え方を探ることができるのではないか。

これまで多くの城下町研究が、城館を中心に身分序列にしたがい同心円的に構成された城下町像を繰り返し指摘してきたが、その同心円構造の内実は、城下町ごとに多様であり、現在では矢守一彦の5類型によって分類することが広く行われている⁽¹⁾。惣構を基準に、内町・外町型、惣郭型などと分類した点は卓見であったが、マクロな視点からの類型化であり、個別城下ごとの歴史的な形成過程の検証に課題を残していた。絵図に表現された身分別居住の実態を、絵図資料の史料批判を前提に、厳密に時期区分する研究姿勢が今後求められる。小論が考察するのは、1667年という明確な年次における身分別居住分布の実態である。それが1673年にかけ、どう変化したかを視野に入れたものであり、この時期の城下町空間に映し出された重層的で複合的な様相を、形成時期ごと段階的に腑分けする試みでもある。そのさい、近世城下町が16世紀末～17世紀初頭に、近世城郭とともに短期集中的に一斉に建設されたことの意義を、武家権力の計画都市であったという視点から、まずは解明しておく必要がある⁽²⁾。

なお本論に関連し「城を中心とした城下町景観の形成と変容」（『金沢の文化的景観 城下町の伝統と文化保存調査報告書』金沢市 2009年、2章1節「城下町金沢における都市構造」掲載、以下では「木越2009：形成と変容」とする）なる論考を「寛文七年図」の解読作業中に執筆したので参照されたい。

1 地種区分と住地規制

「寛文七年図」「延宝図」が歴史資料として優れているのは、地図情報が当時の絵図として正確であるだけでなく、住民情報が豊富であるからである。「寛文七年図」の文字情報3653件は、城下町の土地を敷地別に居住者名など個別情報を記録した部分（敷地別記載2845件）と、個別敷地の区画線を記さず道

路・水路等で区切られた大きな街区ごと本町・地子町・下屋敷などであることを文字や符牒で表した区域(街区別利用記載808件)に大きく分けることができる。敷地別記載2845件については、総括論文の表1でいえば、①無記・明地、②藩役所・公的施設、③姓名記載、④名前だけ記載、⑤地子地(武家請地含む)、⑩寺社名記載の6地種が該当する。

①無記・明地は、文字通り「明地」という表記がある敷地および、四方を囲む土地区分線があるのに空欄とされた敷地である。②藩役所・公的施設は、惣構内部でいえば、蔵屋敷・公事場・算用場・普請会所・町会所などの藩役所があった敷地であり、藩管理の馬場(堂形・浅野川縁・犀川縁)、的場、角場、火除地、土取場、川除定小屋、水溜、御貸屋、小小姓長屋、がけ、河原、堀なども、藩用地と認定しここに区分した(Ⅳ表)。藩主直轄の用地であり公的管理がなされた場所といえよう。③姓名記載と④名前だけ記載は、藩主から城下にて屋敷地を拝領したものの敷地である。合わせて1757件あり、今回この名前データが確実に把握できたことは大きな収穫であった。この人名データは、同時期の「侍帳」と突き合わせた結果、8種類の身分に分類できた。この身分区分や身分ごとの藩士配置については、次節で詳しく述べる。

⑤地子地(武家請地含む)は、敷地内に単に「地子」と文字記載するのみで、具体的な利用者名が不明の地種である。地代徴収地であることのみ表記した点に特徴がある。つまり地子という地種注記に重点があり、誰が使用したかに関心が払われていない地種である。名前記載のある土地は原則、藩主拝領地であったのにたいし、名前を記さず「地子」負担のある地種であることを強調したのであろう。拝領地と地子地では、藩主の恩地として格差があったのである。拝領地に住むことは名誉あることであり、それだけに土地利用の規制も厳しかった。他の者に貸与し賃料を稼ぐようなことは厳禁され、見つければ拝領地没収となった。拝領地は知行高ごとに決められた歩数を拝領し、家督相続すれば継続して利用し、改易や召放となれば返還すべきものであった⁽³⁾。これにたいし、地子地は地代負担を条件に藩主から利用をゆるされた地種であるが、いつ移動を要求されても受け容れざるを得なかった。地子銀徴収は普請奉行の管轄であるが、実務は町人に委託されていた⁽⁴⁾。

このような地子地が「寛文七年図」全部で680件におよぶことは注目される。680件のうち55件は「伊藤兵助請地」「脇田九兵衛請地」「奥村伊予請地」などと表記される武家請地であった。武家請地も広くいえば、⑤地子地の一種類とみたが、その理由はのちに掲げた史料やその解説から了解されよう。

⑩寺社名を記載する敷地は、藩から一定の特権を付与された寺社の敷地であるが、全体で135件125寺社となった。惣構内部に寺社がわずか3カ所というのは少ない。そこに大名前田氏の政策意図を読み取ることができる。内訳は、伊勢御師の福井太夫の敷地、城内東照宮の別当寺(常松院代理の松寿院)それに浄土真宗の東末寺(東本願寺の金沢末寺)であった。福井太夫は藩祖利家以来前田家に仕え、伊勢神宮への代参を職務とし御祓御札を藩主一族に納め、利家・利長・利常から知行判物(120石余)を得ていた⁽⁵⁾。歴代藩主から重宝された宗教者(祈祷者)であり、寺社名書き上げに名前が漏れることもあるが、ここでは寺社地に区分した。この3寺社を除く132件124寺社が惣構の外部に配置され、その多くは3寺院群(寺町・卯辰山・小立野)に置かれたが、それ以外にも散在した(Ⅲ表)。

2845件におよぶ敷地別記載のうち藩士人名はⅠ表・Ⅱ表、寺社名はⅢ表、藩役所などはⅣ表にリストアップした。これにたいし街区別利用記載808件のほうは⑥軽輩組地、⑦下屋敷地、⑧本町、⑨地子町、⑪寺社門前地、⑫百姓地の6地種からなる。

⑥軽輩組地は、御歩以下の軽輩つまり足軽および御小人・草履取などの直属奉公人に与えられた拝領地であり、記載は単に「足軽」とあるものや「誰預足軽三十人之内」(寄親付足軽)、「定番足軽五人」、「公事場足軽三人」(場付足軽)と書かれた敷地や「御小人一人」「草履取二人」などと記された敷地など多様であった。身分呼称・職種を示す普通名詞に所在人数を付記するのが基本とみられる。藩がこうした軽輩に与えた拝領地を一般に「組地」と呼んでいる。一人一区画の場所も少なくないが、多くは複数が居住する土地で10人以上の所もあった。周知の万治二年令では、鉄砲足軽・掃除坊主・御

餌指に各50歩、御小人は30歩と、輕輩の拝領地面積までも規定されていた⁽⁶⁾。

282区画にのぼる輕輩組地の職種別の内訳をいえば、足輕組地が234区画と83%を占め、小人・小者層の組地は少ない。足輕組地の内訳は寄親付足輕66、場付足輕10、定番足輕56、明組足輕33、「足輕」59、山廻足輕5、「裁許」5である。そのほか、掃除坊主の組地は8区画、板前は4、御小人8、本座小人5、御先番2、馬口取10、持弓の者3などであった。

絵図のこうした記述から、小者クラスの直属奉公人は名前記載の仕方で差別されていたことがわかる。あとでも指摘するが、④名前だけ記載の123人の大半は、御小人・大工であり、そのほかに名前記載が略された御小人・大工・草履取などの輕輩組地（地種⑥）があった。どちらも藩から組地を拝領しているのに、名前記載の有無で差別されていた。このほか絵図上に敷地が書かれず、地子地・町地に地借家借、間借人として存在した者もいたはずである。彼らも合わせれば、藩主に近侍した名前の知られた小者・職人層（名前が記された小者）、藩から組地を拝領した小者（名前が表記されない小者）、組地拝領のない小者、の三階層が想定できる。

足輕組地はL・M・R地区つまり犀川べりに集中している。元和以前、犀川が二瀬に分かれていた頃、中州や河原であった地域である。二瀬を一瀬に切り替える川除工事に多数の足輕以下の下層奉公人が動員されたことと関連が想定される。

⑦下屋敷地は人持三千石以上の重臣団に下付された陪臣屋敷地である⁽⁷⁾。絵図の凡例に掲げた重臣34家の符牒で示されるが、かなり広大な街区に符牒1つだけという所もあった。陪臣の屋敷地は家別に表示されないの、街区単位に文字情報件数を集計したにすぎない。面積や家数を推し計るバロメータとならないので注意してほしい。中には、相對請地が含まれる可能性もあり、これを全て拝領地とみるかどうか、今後検討すべき課題である。

⑧本町は、朱書で「町屋」とのみ記す区画であり、⑨地子町は、朱書「町屋」と「地子」の二つの文言を併記する地区である。⑪寺社門前地は「御宮門前」「天徳院門前」など、寺社の門前に置かれたことを明記した区画である。寺社門前地から地子町が多数生まれたので、城下町の中期以後の展開・変容を考えると重要な空間である。その初発の状態を確認する意味で「寛文七年図」の情報は重要である。本町は拝領地であり、地子町・寺社門前地は地子負担を求められた。拝領地に住む本町住民には、敷地を子孫に相続させる特権は認められていたが、その代わり種々の町役銀が課されており、負担が軽いわけではなかった。

⑫百姓地は、もともと城下町の所属地ではなく、村方（郡方）の土地であり年貢搾取の対象地（高に結ばれた土地）であった。城下町人口が増大するなか、城下住民が城下外の年貢地を、私的に村方から借り受け利用した土地である。こうした土地が城下町図に記されること自体、城下町が当初計画された状態から大きく変容しはじめたことを示す。こうした百姓地は一般に「相對請地」と呼ばれ、万治2年に公認されたあと寛文～元禄期に急増したことは周知のことである。相對請地の土地所持権は村方にあったから、改作奉行・郡奉行・十村による土地支配が及ぶ一方で、相對請地に建てられた屋敷等に住む住民が、武士（藩士）であれば組頭、寺社であれば寺社奉行、町人であれば町奉行による支配、百姓（頭振）であれば十村支配に服した。その意味で、面的な都市政策を遂行するうえではきわめて厄介な空間であった。縦割りの封建支配が堅持される限り、相對請地において統一的支配や都市政策は展開できず、不法移住・人口流入・貧困・犯罪・騒擾など多くの弊害や問題を生み出した。近世の都市問題は、多くの場合、このような相對請地で発生する。この相對請地が寛文期から急増し、城下町金沢でも焦眉の問題となっていた。

対策として藩は、寛文6年に武士の相對請地に規制を強めたが、宝永4年までの40年間に約10万歩の城下隣接農村の年貢地が相對請地化したという⁽⁸⁾。そのため、寛文5年に相對請地に住む庶民を町奉行管轄下に移管させたのを皮切りに、貞享4年以後も何度か相對請地住民の町奉行支配下へ管轄替えがなされた。また不法な相對請地の取り締まりも強化したが、城下敷地の縁辺部への拡張傾向は藩

政期を通して進行し、文政4年には大規模な相對請地での町立てを行い城下編入を行った⁽⁹⁾。

しかし、今回解説した「寛文七年図」の相對請地つまり「百姓地」記載は、意外に限定されていた。むろん惣構内部に、「百姓地」は皆無であり、惣構の外側に限定された。これは、当初からの都市計画の結果とみてよい。犀川以南、浅野川以北、城西のN地区など周辺農村との境界部に多いが、それでも全部で61区画しかない。従来から指摘される10万歩といった大きな面積にとっても及ばないようにみえる。「寛文七年図」は当時、実際に存在した相對請地を、どこまで正確に把握したのか。見た限り相對請地をすべてを網羅したとはいえない。武家地・拝領地に隣接した場所などに限定したのではない。それは「寛文七年図」の作成目的ではなかったためと理解される。

ここで「寛文七年図」の作成目的について所見を示しておこう。上記からわかるように本図は百姓地（相對請地）以外、藩主から利用を許された土地ばかり記載する。これを大名に対する負担行為で識別するなら、地子負担地と拝領地に大別される。前者は地子負担を条件に利用を許された土地であり、永代にわたる利用の保証はない。藩主の都合で替え地を余儀なくされても異議を唱えられない地種である。後者は藩主から御恩として下付された土地であり、身分や御用を勤める限り相続できたが御用（身分）が終われば藩に返すべきものであった。拝領地を得た者は身分ごとに役奉仕することが義務であった。武士（藩士）ならば軍役・普請役を負担し、寺院ならば祈祷役や役銀などに応じた。町人であれば町役（1万2000人の町人役役とその他役銀）を負担した⁽¹⁰⁾。

拝領地は③④⑥⑦⑧⑩の6地種、地子地は⑤⑨⑪の3地種にわたる。残りの①②は藩用地そのものであった。このうち名前記載が丁寧になされたのは拝領地で、③④⑩は固有名詞をきちんと明記するが、輕輩・奉公人居住地の⑥や陪臣居住区⑦、町人地⑧については、名前記載がなく、藩主と主従の縁が遠くなるほど記載が粗略である。しかし、④名前だけ記載のなかには、「御小人誰」「大工誰」のように、明らかに⑥組地等居住者と同等の者の名前がみえ、組地に住む輕輩に比べ厚遇されたことが窺える。名前表記のある御小人や大工・博労たちは、藩主の身邊に身近に祇候する奉公人であるため、あえて名前が表記されたのであろう。たとえば、御歩並（下士）身分に属する御大工の渡辺伊兵衛（E・3の5番地）は、藩主綱紀の命令で寛文6年、犀川大工町近くの堅町から城近くの公事場横に屋敷を移した。それは藩主から大工としての能力を買われた結果であり、破格の待遇であった⁽¹¹⁾。「矢師誰」「釜師誰」とある職人なども藩主お気に入りの御用職人で拝領地を許された特権者であった。通常侍帳に記載されることのない下士・奉公人の中から、特定の技術者や近侍者を選び絵図上に名前を記したことから、この絵図の作成目的が窺える。城下町金沢に拝領地を得た家臣・奉公人の名前と住所、敷地規模を、藩主との主従の縁や祇候の親疎を判断基準に視覚化し明示することが目的であった。つまり、幕府向けに作成したものでなく、藩主に「見せる」ことを強く意識した絵図であった。彩色などの仕上げが丁寧な点も、そこに由来する。

身分制的な観点から12地種を整理すると、（ア）藩用地＝①②、（イ）武家拝領地＝③④⑥⑦、（ウ）町人地＝⑧⑨、（エ）寺社地＝⑩⑪の四つに大区分できるが、こうした身分序列だけで単純に屋敷地を配置したわけではない。藩主の側近くに仕えた者は、身分や知行が低くても城近くに居住させられ、町人は生業を営むに都合のよい場所（街道添い、川添いなど）に置かれた。立地条件や生業に配慮した機能的配置や藩主との面会度数や昵懇という人格的親疎も大きな要因となっていた。

最後に「⑤地子地」のもつ問題性に再び言及したい。地子地の特徴として、利用者が藩士・寺社・町人いずれの身分にもわたり、特定身分専用の地種でなかった点も追加したい。かかるがゆえ上記の身分序列に組み込めない地種であった。地子地が藩士によって利用されたことは、55筆の武家請地の存在（表4）からわかるが、これを裏付ける武家地法令が寛文初年（8月25日付）に発令されている。次に掲げた武家地法令は、宛名（普請奉行）・発給者（年寄衆）からみて寛文元・2年頃のものとして推定され「新跡目兄弟二分り候者居屋敷之事」という事書で始まる。この条書の最初の箇条と2番目の箇条を次に掲げた⁽¹²⁾。

「一、親跡目被仰付、知行兄弟江分り候面々之儀、親屋敷之歩数を以、応知行高、御定之歩数割符候而可被打渡候、自然余り地於有之候者、請込地子ニ可申付事」

「一、屋敷ニ而兄弟居住難成屋敷ニハ被遂吟味、兄当分被打渡余り地、請込地子可被申付候、弟江ハ分際之屋舗、別所ニ而被下候之条、可被打渡事」

親の拝領地を相続するにあたり、相続人である兄弟の知行高に応じて拝領歩数を計算したとき親の拝領歩数より減ることがあった。この「余り地」は「請込地子」地にするというのが最初の箇条である。たとえば、1000石取（当たり歩数500歩）の親の跡目を息子二人で100石（当たり歩数170歩）と200石（200歩）で相続したとき、親の拝領歩数は500歩、兄弟の拝領歩数は370歩となり、差額の130歩は藩に返還されるべきところ「請込地子」地にするというのだ。つまり、親の屋敷地はそのまま使用させるが不足分は武家請地とし、地子納入を義務付けたのである。相続人である兄弟の知行高が増えれば地子地から拝領地に戻るという仕組みであった。

2番目の箇条は、親の拝領地を兄だけが利用したケースで、不足分はやはり「請込地子」地としたうえで、弟には別に知行高に見合った拝領地を与えるというものである。

こうした拝領武家地の配分規定が、どこまで厳格に施行されたか過大に評価できないが、「寛文七年図」の武家請地55筆の存在は、それが実行されたことを示す。武家請地にすること（地子上納）を承知すれば、跡目相続人は親の知行高より減石した場合でも、同じ敷地をそのまま利用できたとし、望みの敷地が知行高以上の面積であっても新しい屋敷地を利用できた。その意味で武家拝領地の歩数基準を規則通りに運用するうえで、武家請地の制度はまことに都合のよい方法であった。55筆以外にも、かなりの武家請地があったことが十分想定できる。

⑤地子地が、武家請地だけでなく寺社地としても利用されたことは、増田達男が「延宝図」を例に指摘している⁽¹³⁾。卯辰山麓の寺院群の所在地に、多数の地子地が見えるが、その多くが寺社地であったことは間違いなからう。「貞享2年 寺社由緒書上」などの寺社来歴書によれば、当時の金沢城下に54カ寺の浄土真宗東派の寺院が存在したが、「寺社由緒書上」や「三州寺号帳」で「拝領地」とされた13カ寺は、「寛文七年図」に寺名が掲載されていた⁽¹⁴⁾。このほか特例として常福寺・善徳寺・常德寺の3カ寺は、「貞享2年寺社由緒書上」で「町役地」「地子地」とされるのに絵図に寺名を載せていた。常福寺については、寛文3年の普請会所達書から寺屋敷移転の事情がわかる。その中で、当時小立野にあった常福寺は藩から公儀御用により収公したいと要求されたが、東末寺の看坊職にあった常福寺としては金沢末寺近辺への移転なら好都合だと返答したことから、藩年寄衆の判断により、絵図に記される木の新保の「大音主馬上げ地」を新寺地として与えると指示している⁽¹⁵⁾。つまり、公儀御用に協力したため拝領地を得たことがわかるのである。また善福寺については、明暦2年豪姫の娘（宇喜多秀家息女、56才）を、小松城に隠居中の利常たつての願いで嫁に迎えたという特別事情があり、以後20年間、化粧料（100石）を受けていた。このため屋敷地についても優遇され、この時期拝領地であったと推定できる⁽¹⁶⁾。常德寺についても、何か特別の理由があって、この時期、拝領地または地子免除とされたのであろう。

このように54カ寺の真宗寺院のうち16カ寺の寺名が、「寛文七年図」に載ったのは、それらが拝領地もしくは地子免除地であったからである。残り38カ寺は、寺社来歴書にある通り、城下の地子地に寺屋敷を置いたのである。ちなみに地子地にあった寺院のうち、唯念寺・浄誓寺などいくつかの寺院について、「寛文七年図」の該当地を推測し文字記載をみると、いずれも地子地であった。「寛文七年図」は、原則として拝領地に置かれた寺社には寺院名を記し、地子地にあった寺院名は寺社名記載を行わず、たんに「地子」と記録したのである。

つぎにK地区（小立野台地南部）の9箇所の地子地について「延宝図」と比べ変化を辿ってみると、地子町に転換していた（1区・5区・7区の石引道沿）。これは「地子地」が町人地として利用されていたことを裏付けるものである。このような事例は、犀川法船寺付近の地子地や本多町・新堅町方面

でも見られる。今後、惣構外部での「延宝図」比較の範囲を広げれば、さらに多くの事例が増えるであろう。地子地が町家として利用され、一定程度まで町家が密集してくると地子町の形成に至る。その代表例は御小人町である。「寛文七年図」のP11・12区は御小人の集住地であったが、その間に多数の地子地がはさまっている。地子地に町家が急増した結果、元禄年間までに御小人町を形成させたのである⁽¹⁷⁾。

以上から、「地子地」は武家地・寺社地・町人地いずれの利用も可能な地種であり、寺院群や地子町を形成する可能性を秘めていたことに注目しなければならない。つまり、「地子地」は城下町に変化や発展を与える起爆地という性格を帯びていた。百姓地（相対請地）とともに城下町に新たなうねりを作り出す要素として重視したい。

⑤「地子地」の成立事情として、藩に返還された拝領地から地子地に地種転換したことが、まず想定される。そこで、この点につき惣構内709区画を「延宝図」と比較し、地種変化が確認できた43件⁽¹⁸⁾を材料に「地子地」に転換されたプロセスを検証したい。

表1 「寛文図」と「延宝図」比較（地種変化43例）

	地区	街区	地番	分筆	「寛文七年図」記載	分類	「延宝図」記載
1	C	03	02	0000	(無記)	0	算用場
2	D	03	02	0000	(無記)	0	岩田伝左衛門
3	H	05	28	0100	(無記)	0	地子
4	H	05	29	0000	(無記)	0	青木弥五兵衛
5	H	07	18	0000	(無記)	0	町屋(朱)
6	H	07	32	0000	(無記)	0	町屋(朱)
7	H	07	44	0000	(無記)	0	町屋(朱)
8	F	05	18	0000	明地	0	笠間半七郎
9	H	04	05	0000	明地	0	地子
10	H	04	16	0000	明地	0	地子
11	H	05	06	0000	明地	0	地子
12	J	04	01	0000	明地	0	神尾伊兵衛
13	J	04	09	0000	明地	0	御貸屋
14	C	04	02	0000	御用屋敷	10	女中
15	I	02	04	0000	籠屋敷	10	地子
16	F	04	12	0000	笠間半七	30	御貸家
17	F	04	13	0000	長谷川頼母	30	御貸家
18	F	05	10	0000	羽田三右衛門	30	羽田三右衛門地子
19	H	03	02	0000	大河原助右衛門	30	(無記)
20	H	04	29	0000	山下治兵衛	30	山下七郎兵衛地子
21	H	07	16	0000	岸村六右衛門	30	(無記)
22	J	02	07	0000	広瀬藤右衛門	30	(無記)
23	E	03	04	0000	堀口弥八郎	35	森川五郎右衛門御貸屋
24	D	01	02	0000	水野孫左衛門	40	地子
25	D	02	14	0000	堀四郎右衛門	40	御薪蔵
26	F	05	19	0000	前田木工助後家	40	(無記)
27	H	02	08	0000	磯松六左衛門	40	(無記)
28	H	05	15	0000	石野半左衛門	40	(無記)
29	H	05	07	0000	神保六左衛門	40	地子
30	H	06	03	0000	青木弥八	40	(無記)
31	I	03	20	0000	堀江少兵衛	40	地子
32	J	01	14	0000	出口久右衛門	40	(無記)
33	J	03	03	0000	林 助太夫	40	奥村因幡請地
34	D	01	12	0000	いしや玄古	45	町屋(朱)
35	G	01	11	0100	御掃除坊主頭 中嶋道円	45	町会所
36	G	02	16	0000	いしや見の	45	地子
37	J	05	13	0000	掃除坊主頭宗厘	45	地子
38	F	02	14	0000	さやし 九蔵	55	地子
39	J	01	07	0000	大工 八郎右衛門	55	(無記)
40	H	02	05	0401	地子	70	山田半内
41	H	02	05	0201	地子	70	河澤定小屋
42	F	05	17	0000	津田源右衛門請込	75	津田宗七郎
43	I	01	04	0000	町屋(朱)	80	地子町屋か(点検)

表1に掲げた地種変換事例のうち、拝領地③④から他地種に変化した24件(表1の16~39)の内訳をみると、最も多い変化は①「無記」明地に転換した9件と、⑤地子地化した9件(うち3件武家請地)が多い。藩役所・御貸家に変じたところも5件あったが、中でも町会所に変じた掃除坊主頭中嶋道円屋敷地(G1区)は注目される。①無記・明地は、いわば用途未定の藩用地であり、利用希望のない土地や藩の直轄利用予定地は、いったん①としたのであろう。これにたいし⑤「地子地」は、利用希望が見込める土地であり、地子徴収を目論んだのでこの地種になった。「地子」と簡単に記載するが、武家請地が3件含まれており実際の利用者がいたケースが多いのである。余剰の藩用地という意味でも①と⑤は似ていた。

このように表1で拝領地から⑤・①に地種変化した事例が18件もあったことから、⑤地子地化の要因として、拝領地の藩への返還・収公があったことは明確である。なお、表1の羽田家・山下家のように武家請地化したのは、上掲の武家地法令の規定に従った対応(跡目相続により拝領歩数減少)が原因とみられる。

拝領地が①や⑤に変じたあと、どうなったかといえば、⑤は上述の通り、武家地・寺社地・町地のいずれにも利用された。①は、表1で①の変化を追ってみると(1-13の13件)、再び拝領武家地となるもの(4件)、町地化するもの(3件)、地子地化するもの(4件)、算用場など藩用地(2件)となるものなど様々であった。ここから家臣に与えた拝領地が、何かの事情で返還されたあと、まずは①無記・明地化、⑤地子地化する流れがあり、そのあと①⑤は拝領地に限定されず、町地・寺社地など多様な用途に供給された。したがって、①無記・明地化、⑤地子地化したことは、城下町の土地利用が拝領地に固定された状態から、身分的に多様な活用へと転換することに道を開くものであった。惣構内部の①無記・明地、⑤地子地は、合わせて79件で全体の約1割にすぎなかったが、惣構外部では816件あり28%という高比率を占める。惣構外部での土地利用の多様化・混合化が展望でき、身分別の棲み分けが崩れてきたことを予見できる。

寛文期に顕著となる動向であるが、藩が村方から御用地を接收し、武家地(与力地・足輕組地・下屋敷地など)として供用したことも注目される。藩は寛永~寛文期、不足する藩士屋敷・与力屋敷・足輕屋敷を確保するため、城下縁辺の田井村・泉野村の百姓地を権力的に収公し御用地としたが、この御用地総高は宝永4年までに約18万歩に達した⁽¹⁹⁾。農地を接收された村方には、村高に引高を行い年貢免除とすることで対処したこともあったが、それは村方の疲弊につながることで、村としては代替農地を求めた。しかし、寛文期ともなれば適当な代替農地を用意することは難しく、寛文5年以後の与力屋敷・足輕屋敷等の御用地の代償は、地子銀で行うことが一般化した。これを「替歩」「替地」と称しているが、実態は替地に相当する地子銀による弁済であった。毎年1歩当たり所定の地子銀を村方に納めることをもって「替地」の代わりにしたのである。1歩当たりの弁済地子銀高は、その村の類似地で相対請地となった土地の借料相場を参考に決められた⁽²⁰⁾。寛文7年までに周辺農村から接收された御用地は「寛文七年図」に記載されている。その代表例が、小立野経王寺付近に寛文5~7年に設置された小立野与力町であるが、こうした事例がほかにないか、今後文献史料との対照も行っていく必要がある。

2 藩士配置の特色

「寛文七年図」の藩士名データ1757件は、I表(本号掲載)とII表(次号掲載)に五十音順によって全員をリストアップした。分析にあたり、外惣構を境に土地利用の仕方に大きな差があると判断されたので、惣構内部の藩士名544件(人名527件+武家請地17件)をリストアップしたI表と、惣構外部に屋敷地をもつ1268件(人名1230件+武家請地38件)のII表とに区分した。惣構内部は、内惣構内側をA~Eの5地区、外惣構と内惣構の間はF~Jの5地区、惣構の外側はK~Sの9地区に区分(折り込み図版3参照)したが、地区ごとの身分別記載内訳は表4・5に集計した通りである。

表4・5では、12地種のうち9地種はそのまま示し、⑤地子は武家請地とそれ以外の2つに分類、人名記載の2地種(1757件)は、藩の身分制に即し、20＝上士、30＝中士、35＝中士Ⅱ(組外平士)、36＝中士Ⅲ(平士並)、39＝与力、40＝下士、45＝御歩並技術者等、55＝大工・職人等の8階層に分けて、分布の内訳を示した(総括論文表3参照)。人名記載をなぜ、この8階層に区分したかといえ、寛文11年侍帳に記載された多様な身分表記や、「かじ誰」「大工誰」「御疊師誰」「伯楽誰」「御草履取誰」「御馬取誰」「矢師誰」など絵図人名に書かれた多様な肩書・職名に固執せず、これを生かしつつ藩の武家身分制の骨格を示す意図をもって簡潔に区別したためである⁽²¹⁾。

もう少し具体的に説明しよう。「寛文11年侍帳」はじめ、寛文・延宝期の加賀藩前田家中の侍帳は、管見の限り6種類のものが知られ、それらが、どのように身分区別を行い、どの程度の人数を載せているか概要を整理したのが表2である。このうち、絵図人名との比較検証の基本史料とした「寛文11年侍帳」の身分別の記載内容の集計は表3に掲げた。

表2 寛文・延宝期の侍帳記載概要

身分・職能	寛文元年侍帳	寛文8年侍帳	寛文9年侍帳	寛文11年侍帳	延宝5年侍帳	延宝3年 (参考)
人持組・ 人持並	89人	84人	101人	人持組 62人	人持組 74人	99人
				大目付3人・旗奉行 1人・無組付13人	寄触衆 10人 人持不知組衆13人	10人
				鉄砲大將 21人 弓大將 11人	使番衆 21人 横目 8人	10人
馬廻組	484人	486人	526人	馬廻組 513人	馬廻組6組535人	514人
	1組82人					
	2組85人			小松馬廻等 28人	小松馬廻等 34人	31人
	3組73人	組外衆 60人	組外衆 76人	組外 76人	組外 72人	27人
	4組84人	無役衆 16人				
	5組77人					
	6組83人					
定番馬廻	181人	188人	194人	城番馬廻 193人	城番馬廻 204人	221人
射 手	44人	48人	51人	射手組 48人	射手組 49人	47人
異 風	29人	37人	50人	異風組 46人	異風組 47人	45人
医師・算 用者・鷹 匠など	御歩行 67人		御歩 48人	鷹匠・鷹方 3人		
	医師 12人	定番御歩 61人	定番歩行 44人	鷹方組	定番御歩 36人	
	小算用 24人		御鷹匠 62人	歩小頭同心等24人		
			算用者 107人			
小 姓 組	265人		239人	小姓組 185人	中小小姓組 16人	16人
	子小姓 44人	中小小姓 17人	中小小姓 26人	大近習組 25人	子小姓 26人	32人
	中小小姓 23人	子小姓 28人	子小姓 28人	近習組 29人	小姓組・平小姓組180人	185人
	小姓 198人	大小小姓 207人	御小姓組 185人			
		鷹匠組 43人			御歩行裁許 47人	
		餌指 21人				

・「寛文8年侍帳」は池田家文庫蔵、「延宝5年侍帳」十村後藤家文書(石川県立歴史博物館蔵)で、それ以外はすべて加越能文庫所蔵(金沢市立玉川図書館蔵)。

表3 森田本「寛文11年侍帳」身分別構成

知行高階層	人持組	大目付	旗奉行	無組付	小姓組	近習組	大近習組	鉄砲大将	弓大将	射手組	異風組	鷹匠鷹方	馬廻組	城番馬廻組	小松・魚津・新座馬廻り	魚津異風組外(儒者)	医師等	歩組小頭等	町同心	厩組	空白	小計
1万石以上	8			1																		9
5000石以上	12	1	1																			14
3000石以上	19	1		1																		21
2000石以上	17	1		2	1			3	1				4									29
1000石以上	5			3	6	3	5	8	2				61									93
500石以上	1			3	42	5	7	9	8		1		99	3			5	2				185
400石以上					26	2	3			1			50									82
300石以上				1	51	6	6			4	2		102	1		3	4					180
200石以上					49	7	3			33	4	1	175	21		6	10		2	3		314
100石以上					9		1	1		8	37	1	11	156		19	21	8	2	4		278
100石未満						1				1			11	12			4					29
切米扶持給金				2	1	5				1	2	1					32			1		45
記載なし																					2	2
合 計	62	3	1	13	185	29	25	21	11	48	46	3	513	193		28	76	10	4	8	2	1281

表4 寛文7年図 藩士1757件の地区別・身分別集計

区分番号	地 種	総計	惣構内部小計	惣構外部小計	K地区	L地区	M地区	N地区	O地区	P地区	Q地区	R地区	S地区
0	用途未定 ①	215	26	189	14	16	12	31	36	18	12	15	35
10	藩用地 ②	58	14	44	4	6	2	0	17	1	1	4	9
20	上士	63	36	27	5	0	0	9	4	5	1	2	1
30	中士Ⅰ(平士)	857	321	536	62	51	39	211	52	38	3	0	80
35	中士Ⅱ(組外)	35	21	14	3	3	0	5	0	0	1	0	2
36	中士Ⅲ(平士並)	4	0	4	1	0	1	1	0	0	0	0	1
39	与力	80	0	80	0	0	0	0	0	1	78	0	1
40	下士	563	115	448	76	50	44	91	34	30	14	2	107
45	歩並技術者等	44	26	18	4	2	4	0	2	2	0	2	2
55	大工・職人等	111	8	103	1	5	5	0	9	68	3	0	12
50	輕輩組地 ⑥	282	1	281	14	61	50	9	7	22	31	58	29
60	寺社地 ⑩	135	3	132	9	2	4	5	11	4	20	54	23
70	地子地 ⑤	625	36	589	30	55	76	70	82	99	33	49	95
75	藩士請地 ⑤	55	17	38	2	2	1	8	6	3	8	2	6
80	本町(町屋) ⑧	203	73	130	0	7	30	4	21	30	2	14	22
85	地子町(町家)	57	2	55	3	0	0	5	8	0	0	4	35
65	寺社門前地 ⑪	28	10	18	2	0	0	0	1	0	10	1	4
90	百姓地 ⑩	61	0	61	0	7	0	9	7	2	2	17	17
100	下屋敷地 ⑦	177	0	177	3	39	0	34	11	60	14	8	8
合 計		3653	709	2944	233	306	268	492	308	383	233	232	489

藩士1757件中、中士以上は55%＝959件(侍帳と一致者数)→内訳：惣構内部378件(72%)、惣構外部581件(47%)

表5 寛文7年図 惣構内部身分別の城下分布

区分 番号	地 種	惣構内部 全体	内惣構内	外惣構内	A B 地区	C 地区	D 地区	E 地区	F 地区	G 地区	H 地区	I 地区	J 地区
0	用途未定	26	7	19	2	3	1	1	3	1	10	1	4
10	藩用地	14	6	8	0	1	3	2	4	2	0	1	1
20	上士	36	19	17	5	2	8	4	8	5	2	0	2
30	中士	321	26	295	3	8	7	8	50	21	118	66	40
35	組外平士	21	6	15	0	5	0	1	5	3	4	3	0
40	下士	115	8	107	0	1	5	2	21	7	38	20	21
45	歩並技術者等	26	9	17	0	4	2	3	6	3	6	1	1
55	大工・職人等	8	1	7	0	0	0	1	3	0	2	1	1
50	輕輩組地	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
60	寺社地	3	2	1	0	1	1	0	0	0	1	0	0
70	地子地	53	4	32	0	1	3	0	4	3	16	6	3
75	藩士請地		1	16	0	0	0	1	3	0	2	1	10
80	本町(町屋)	73	30	43	0	8	22	0	11	15	13	4	0
85	地子町(町家)	2	0	2	0	0	0	0	0	1	1	0	0
65	寺社門前地	10	0	10	0	0	0	0	2	8	0	0	0
90	百姓地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
100	下屋敷地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		709	119	590	10	34	52	23	120	69	213	105	83

表2・3からわかるように、寛文・延宝期の侍帳は、人持組士(6人の組頭含む)のほか大目付・寄触衆・無組付・鉄砲大将・弓大将・横目・使番衆など多彩な身分と職名を混合記載するが、このうちの職種・身分を上士とするか線引きは難しい。人持以上を上士とすることに異議はないであろうが、問題は人持に準ずる職にあるものを上士(人持)と認定するかどうかである。ここでは、「寛文11年侍帳」の「人持」「人持分」「大目付」をまずは上士とし、それ以外では3千石以上に限定して「20＝上士」身分と認定した。

また平士身分とされる小姓組・馬廻組・射手組・異風組のほか弓大将、鉄砲大将などが「30＝中士」に分類されるが、組に編成されず特定技能をもって藩主に祇候した医者・学者・文人などで平士に待遇された者(「寛文11年侍帳」で組外に登録された76人)については、別に「35＝平士Ⅱ(組外平士)」を設定し区別した。

ひとくちに近世武士の身分階層といっても、きわめて多様であり、藩により大名により様々である。加賀藩前田家中においても同様であり、17世紀においては身分階層そのものが形成途上にあり多分に流動的な要素も含んでいた。「人持分」「平士並」「御歩並」といった境界身分が設定されたのは、身分区別の難しさから生じたものである。身分呼称は多様であり、その職務実態が必ずしも明確でないため、これを簡潔に区分するのは簡単ではない。状況や立場によって肩書や身分を使い分けることは、現在でもあり得ることだが、同様の事態は近世武家社会でもしばしばみられる。そうしたことを勘案すれば、知行高で区切るのも整理上都合がよいこともある。このような視点をもって、「寛文11年侍帳」と「寛文七年図」記載人名の比較を行い、一致・不一致も身分判断の基準とし、上記8階層を設定した(Ⅰ表では6階層のみ)。

「寛文11年侍帳」は石高順に配列した侍帳であり、表2・3からわかるように、ほとんどが平士以上の身分とみてよい。ただし「組外」76人の右に掲載した「歩組小頭」「町同心」「厩組」「空白」の24人については、御歩・御歩並に相当する性格をもち、判断に困った。しかし、ここでは「寛文11年侍帳」が平士以上の掲載を原則とした点を重視し、その末席とはいえ、あえて追記されたことに意味を

認め、彼らは「平士並」待遇の下士と判断することにした。それゆえ、彼らのため「36＝平士Ⅱ（平士並）」という身分階層を設けたのである。

また「寛文11年侍帳」は、242人の与力人名を付載するので、これも絵図人名と比較してみた。その結果、Q地区で78人、P地区で1人、S地区で1人同定できた。そこで、かれらを対象に「39＝与力」という分類を行った。与力の所在地は、圧倒的にQ地区に集中したが、これは寛文7年3月に出示された小立野与力町の設置令によるものである⁽²²⁾。「寛文七年図」は寛文7年10月時点の調査結果が反映されたものだから、与力町形成途上の状態がわかる。記載された与力の大半が寄親付与力であること、石坂与力町がこの時点で未成立であることが、今回の解説で明らかとなった。

本論では、作業仮説の一つとして、「寛文11年侍帳」に名前が載らない藩士は、すべて〔40〕〔45〕〔55〕（下士以下）に分類した。その結果、「寛文11年侍帳」が漏らした上士・中士の身分把握に誤解が生じることは承知しているが、それは、今後修正してゆけばよい問題だと考えている。その修正は「寛文11年侍帳」の不備を正す作業でもあり、藩士個々の検証によって果たされるものであり、短時日で行うのは難しい。次々に不備が発見されると思うが、今気付いている不備を、少しだけ直しておくより、ある程度の量がまとまった段階で一斉に修正をかけたほうが効果的だと考え、あえてこのような単純化を行った。したがって、今回の解説作業および本論で行った8階層分類の個人ごとの身分評価については、課題が残っていることに留意していただきたい。とはいえ「寛文11年侍帳」に漏れた上士・中士は、数からいってわずかだと考えている。多くて10名前後であろう。藩士分布の全体を考察するうえで大きな影響はない。

以上により「寛文11年侍帳」掲載人名と一致した絵図人名は、すべて「20＝上士」「30＝中士」「35＝中士Ⅰ（組外）」「36＝中士Ⅱ（平士並）」「39＝与力」の5階層に分類した。これにたいし、「40＝下士」「45＝歩並技術者等」「55＝大工・職人等」は、「寛文11年侍帳」に同定できる人名が見いだせなかった者である。この3階層はどれも「寛文11年侍帳」が掲載対象としない下級武士や奉公人であり、中には藩主の格別の取り計らいで知行・扶持を得た町人・文人・技術者が相当数含まれていた⁽²³⁾。Ⅰ表の侍帳不一致人名（分類40・45）には、「寛文元年侍帳」に掲載された御歩組・小算用衆と一致する者が47名程いたので注記した⁽²⁴⁾。しかし「寛文元年侍帳」掲載の御歩組・小算用衆といえども全員を網羅したものでなく、知行取に限定され、多数を占める切米取や扶持・給銀取は略されている。そのため、これだけ多くの不一致がでたのである。ここから「40＝下士」の多くは、御歩組・小算用衆・定番御歩であると推測できる。

また「寛文11年侍帳」付載された与力242人以外にも組付与力・本組与力などがいたはずだが、そこまで侍帳は載せていない。侍帳に漏れた与力衆も「40＝下士」に含まれているはずである。このほか、穴太・御大工・細工人・料理人など「御歩並」とされた技芸者も、基本的には「40＝下士」に属するが、絵図記載の人名の職能肩書、あるいは筆者の知見の範囲で、「御歩並」に相当する技芸者（大工・穴太）と判断された者は「45＝歩並技術者等」に区別した。また、絵図の職能肩書によって下士（御歩・御歩並）以下の軽輩身分（足軽以下）と推認される者は「55＝大工・職人等」に区分した。藩召抱の御大工や扶持人大工と思われる者や御小人などが「55＝大工・職人等」のなかでは多数を占めるが、彼らは「50＝組地」に配置された家中と同等身分であった。軽輩（足軽・小者）身分は、前にみたように名前記載（分類55）と組地記載（分類50）に分かれていたことから、さきに本図の作成目的を推定してみたのである。なお、「40」と「45」の識別は、個别人名の検証が進めば、当然訂正すべきものが出るものと考えている。今回は、私の狭い知見の限りで分類したことを断っておきたい。

絵図上の藩士名1757件を、以上の8階層に区分し、城下19地区において、どう配置されていたか、表4・5に、その分布状況を示した。1757件のうち中士以上（20・30・35・36）は全部で959件で約55%となる。惣構内部だけだと378件、72%であり、惣構外部で581件、47%となり、惣構内部に中士以上がいかに集中していたか明確である。こうした点をもとに、寛文7年時点での城下町における藩士配

置の実情を以下のようにまとめておきたい。

(1) 惣構(外惣構)の内部と外部での相異は上述のとおり明瞭であるが、惣構内部にあっても、内・外の2つの惣構を境に藩士配置が大きく異なることも注目される。内惣構内部(A—E区)の面積は、外惣構内部(F—J区)の3分2程度なのに、区画数は119と少なく、F—J区590区画の5分1である。これは内惣構の1区画当たり面積が大きいことを示す。両者とも武家地が過半を占めるが、内惣構内部のほうが大きな面積を持つ上級武士が多く上士比率が17%と高いためである。地子地は例外的にみられるだけで、本町と武家拝領地ばかりで構成され、寺社地が少ないのも惣構内部の特色である。藩用地と上・中士、本町で大半を占めるのは、城廻りの要地にふさわしい景観といえる。なお、内惣構内部の地区ごとの土地利用の特色は別稿(木越2009「形成と変容」)で詳しくふれた。

(2) 外惣構と内惣構の間(F—J区)は、内惣構内部と共通する点が多いが、他方で惣構外部につながる側面ももつ。下士や地子地が多いのは惣構外部に共通する側面であり、寺社が少なく本町比率が高いのは内惣構と共通する性質である。しかし、全体としての特徴は、中士層の集住という点にある。上士層も内惣構ほどの密度はないが実数で17名と多いので、F—J区は、上・中士層の集住地で本町が最も広い地区と総括できる。

(3) 外惣構の外側の藩士配置(K—S区)については、地区ごとに特色を列記したい。

K地区(小立野台地南部):下士屋敷と中士屋敷が多い地区。

L地区(本多町から城南):輕輩組地・地子地が多く、中・下士が地子地と同等に分布する。本多家の広大な下屋敷を含むので、これも大きな特色である。

M地区(堅町筋から法船寺町までの旧犀川中洲地区):地子地と輕輩組地が多く、中・下士がそれに次ぐ。L地区とよく似た住民構成だが、組地が19地区中最多であり、足輕組地の集住地というのが、この地区の特徴である。本町も多い。

N地区(宮腰往来南部の城西部):中・下士が圧倒的に多い地区で地子地も多い。その点で外惣構内部と似ているが、本町がなく武家地としての集中度が高い。縁辺部に下屋敷地も多い。しかし中士の数は19地区のなかで最多である点が特色で、中士に特化した地区であった。

O地区(宮腰往来北部の城北部):地子地・中士が多いが、他方で本町・地子町・寺社地も一定数分布するので特色がみえにくい。惣構外部にみられる諸要素が広く混在する地区といえる。

P地区(兼六園下の城東部):御小人など藩直属の奉公人や大工・職人が多く、下屋敷・地子地も19地区中最多である。材木町などの本町が多いのも特徴である。御小人に象徴される輕輩組地が集中する地区と、東外惣構添いに並列する本町街区、縁辺部の広大な下屋敷地、以上の特徴ある3部分から成る地区である。この御小人集住区に「御小人町」という地子町が元禄期までに設置されたが⁽²⁵⁾、地子町である以上、住民の大半は町人であり御小人ではない。町立て以前に御小人組地であったための呼称である。御小人組地から徐々に地子町に変化したのであるが、もともと組地には町名がなかった。絵図をみると御小人町の形成途上の様子が窺える。

Q地区(小立野台地北部):前述の通り経王寺付近の街区は、与力の集住地であり、寛文7年に設置した小立野与力町の建設時の状況がわかる。そのほか寺社と寺社門前地の多いのが特徴である。

R地区(犀川以南部):輕輩組地と寺社地が大半をしめ、地子地の多い地区である。武家地はわずか6区画で、西部に一部下屋敷地がある程度である。この地域が当初より武家地として計画されていなかったことが、ここから想定できる。なお石坂与力町は、寛文7年時点で、まだできていない。

S地区(浅野川以北部):下士と地子地が多く、中士の数はN地区に次いで多い。また北国往還添いの本町のほかに地子町の記載数が抜群に多く、下士と地子町が多い地区と特徴付けられる。

中・下士の数がN地区に次いで多いことから、浅野川以北のこの地域は、武家地として当初より重視された地域だと考えられ、城の大手が北にあったことに対応したものと推定される。

表4・5をもとに、藩士配置の特徴を地区ごとに概観してみたが、これをベースに都市計画の構想を読み取ることが可能となろう。しかし、「延宝図」との比較はじめ、関連する文献の検証も必要なので、詳細な検討は次号に譲ることにしたい。

ところで、「寛文11年侍帳」に登載された平士以上1281人のすべてが、「寛文七年図」に記載されていたわけではない。絵図に登載された藩士で「寛文11年侍帳」に登載されていたのは、平士以上で959件（惣構内部378件、惣構外部581件）である。絵図に名前がなく侍帳だけにみえる藩士が329人いたが、彼らは城下町に住所がない者といえる。与力も242人中80人が一致しただけで、残り162人の名前は絵図に見えない。与力の中には寄親の屋敷地や下屋敷地に混在していた可能性があり、今後さらに調査が必要である。平士以上のなかで、絵図中に見えない藩士名をみていくと、木下順庵・田中一閑など明らかに江戸在住の者や、医者・享徳院（曲直瀬氏）など、大坂着米から扶持を得る者、篠島豊前のように今石動に永く屋敷を構えた者がいたので、この329人の多くは城下町金沢以外に常住するものと推定される。小松・高岡・七尾・今石動・宮腰など町奉行の置かれた領内主要都市のほか、江戸定府（定詰）藩士、大坂・京都在住の藩士までも「寛文11年侍帳」は載せていたのである。この点も今後詳細にすべき課題である。

結 び ―領主の側からの都市計画―

小論では、まず「寛文七年図」に書かれた文字情報をもとに12の地種に区分した理由を解説し、百姓地・地子地に17世紀後半の都市問題が集約されていたことを示した。藩用地や無記・明地記載との関連や地種変化のもつ意味も考察し、惣構外部に集中する地子地が城下町変容の起爆地であることを展望した。地子地は郡地との境界付近に限定されず、城下内部に広く分布していた。それらは町人地、寺社地としても利用されたので、武家地と町人地・寺社地が融合する要因になったことも推定でき、今後も引き続き検証すべき課題と考える。

名前が記載された1757件については、「寛文11年侍帳」と照合し、記載藩士を8階層に区分し、19地区ごとの分布状況を検証してみた。その結果、藩士の身分別配置状況が、従来以上に具体的かつ数量的に示すことができた。これらを総括すると、領主的関心からみた城下町の土地利用の計画性（原則）をいくつか指摘できる。

第一は、惣構内部は原則として拝領地だけとし地子地・地子町は置かないという原則が読み取れる。絵図には53件の地子地が存在するが、本来は拝領地であったものからの地種変化と推測される。惣構内部に地子地が生じたのは、当初の計画からの変容を示す現象であり、武家地配置の矛盾、代替り時の変動などが要因で発生したものである。それがいつ発生したかが、今後の課題である。

第二は、惣構内部に寺社拝領地を置かないという原則が、寛永年間以後に確立していた点である。当初、城廻りに多くの寺院があったが、惣構内部が武家地として整備が進むにつれ、寺社は惣構の外側に移住させられた。田中喜男が指摘した元和・寛永期の都市政策の結果とみてよく⁽²⁶⁾、三代藩主前田利常によって明確にされた政策である。

第三は、「御城近屋敷、今般大切二候間、御徒以下之者へハむさと相渡申間敷候」とする武家地法令がある⁽²⁷⁾ように、内惣構内部は、御歩以下の下士・輕輩の武家地は配置しないという原則である。但し例外的に配置されたのはC地区である。藩主一族に近侍する医者・奥女中・掃除坊主・小姓などの集住区であるため（木越2009「形成と変容」）、下士的な存在でも藩主の信任さえあれば居住が許されることがあった。御大工の渡辺伊兵衛を城近くの公事場横に置いたのも格別の抜擢事例であるが、これが格別の厚遇と見られたのは、この原則が存在したからである。

第四は、惣構外部の9地区で看取できる計画性である。寺社地・組地が集中するR地区（犀川以南）

や、中士層が集中するN地区（城西部）の形成は特徴的であり、田中喜男の研究を参照すれば、これは寛永8・12年の城下町大火後の都市政策の結果と解釈できよう。これにたいし、Q地区の与力集中地区は、寛文5～7年に着手された町作りを示すものである。同様にP地区での御小人集住政策も、比較的新しい現象ではないか。ただP地区の本町・下屋敷の設置は、寛永以前に遡るものであろう。S地区に中下士が集中することも注目され、その沿革が慶長・元和期まで遡るものであるなら、城下北部のもつ独自の意義が想定できる。軽輩組地をL・M・R地区に集中させた点も都市計画の重要な柱であった。犀川が二瀬から一瀬となり、M地区が河原中洲の状態から町地・拝領地に変貌したのは元和以後のことであるから⁽²⁸⁾、この藩士配置が完了したのは寛永初期とみることができる。最後に城下町の矛盾を象徴する地子地がO・P・S地区、つまり城北部に多く見られたが、これは、この地域が寛文期に変動期を迎えていた徴証と理解しておきたい。

以上、1667年段階の藩士配置の原則をいくつか読み取ってみたが、まだ粗いスケッチにすぎない。今後ここで紹介した「寛文七年図」文字情報や藩士人名データを、電子データによる寛文図上に重ねることになれば、より明確に前田氏の都市計画や都市政策が浮かび出るであろう。その結果、城下町の空間構造研究が新たなステージに進むことを期待したい。また「寛文七年図」は「延宝図」の6年前に作成された現存最古の藩用城下図であるにもかかわらず、これまで「延宝図」の蔭に隠れ詳細な検討がなされてこなかった。小論によって、こうした「延宝図」偏重の流れが改まることも期待している。

〔註〕

- (1) 小野晃司1993『近世城下町の研究（増補版）』（法政大学出版会、初出1928）、矢守一彦1970『都市プランの研究』大明堂、宮本雅明2005『都市空間の近世史研究』中央公論美術出版。
- (2) 近世城下町は武家権力の意志だけで都市形態が決まったわけではない。それぞれの城下がもつ歴史・地理・風土、集住する商工民や経済的成熟度なども大きな要素である。ただ、城下町の計画性を考察するにあたり大名権力の意志という側面に限定し考察を進めることは、総合的な検証の基礎的作業として不可欠である。なお武家地に関しては、宮崎勝美1989「江戸の武家屋敷地」（『日本都市史研究入門Ⅰ空間』東京大学出版会）、岩淵令治2004『江戸武家地の研究』（塙書房）、宮崎勝美・吉田伸之編『武家屋敷』（山川出版社）などの成果があり、城下町金沢の武家地に関しては、木越隆三2006a「金沢城下 内惣構の築造時期について」（『陶磁器の社会史』桂書房）や木越2006b「『延宝金沢図』にみる城下町の空間構造」（『年報都市史研究』14号）などがある。
- (3) (4)『加賀藩史料』2、万治2年11月28日令。
- (5) 御宮別当については金沢城研究調査室2005『金沢東照宮の研究』が詳しい。森田平次著『金沢古蹟志』（歴史図書社、1976年）巻29の「福井土佐来歴」の項目。
- (6)『加賀藩史料』2、万治2年11月28日令。
- (7) 木越2006bで3千石以上の下屋敷地配置について詳細に論じた。
- (8) 前掲『金沢古蹟志』、田中喜男1964『城下町金沢』日本書院、田中喜男1977「城下町の成立・変容」『伝統都市の空間論・金沢』弘詢社など。
- (9)『稿本金沢市史（市街編第二）』、金沢市2005『金沢市史（通史2）近世』など。
- (10) 田中喜男1986『幕藩制都市の研究』文献出版、田中喜男1978『加賀藩における都市の研究』文一総合出版など。
- (11)「渡辺家累代系図」（小松市渡辺亮二氏所蔵）によれば、寛文元年7月の綱紀入国以後の経歴として、同年9月に知行高が10石加増され77俵取りとなり、江戸や金沢で作事の設計・監理に活躍した。その功勞により、寛文5年8月「居屋敷堅町辺二罷在候処、御城近へ参り可申旨結構ナル被仰出、替地修理谷辺二拝領仕、翌年引移り申候」とあり、犀川大工町に近い堅町にあった居屋敷を公事場隣に寛文6年移した。これを裏付けるように絵図中の該当場所（E3-5）に「渡辺伊兵衛」の名がみえる。
- (12)「普請会所役付等覚書」河内山家文書。差出人は津田玄蕃（正真）・奥村因幡（庸礼）・前田対馬（孝貞）の3人で、宛名は普請奉行の津田・岡田・村の三氏である。これらの在職期間からおよその年次が推定できた。
- (13) 増田達夫2006「『延宝金沢図』にみる城下町の空間構造—身分別居住地の配置構成から—」（『年報都市史研究』14号）。

- (14) 浄土真宗東派54カ寺の屋敷地の地種集計は「貞享二年 寺社由緒書上」「三州寺号帳」（金沢大学日本海文化研究室編『寺社由来（上巻）』石川県図書館協会、1975年）による。
- (15) 寛文3年4月10日付の「東末寺看坊常福寺」あて普請会所書状（常福寺文書）では「御手前拝領居屋敷之儀、公儀就御用、内談申入処二、幸末寺年寄悪敷候間、如何様之悪地遠所二而も末寺へ近所二候者、御請合被成、替地被仰付被下候様二との御断二付、右之段、今枝民部殿・奥村因幡殿・奥村河内殿・前田対馬殿窺申入二、左候者、大音主馬土地之内拝領地歩数貳百貳拾九歩打渡可申旨被仰渡候間、明日右之所へ御取二可有御出候、其外請込地之儀ハ、地子肝煎相対を以御請込可有之候、其段、此方より可申付候、以上」とあり、当時小立野にあった常福寺の寺屋敷を、藩が公儀御用を理由に替地させようとしたところ、幸いにも東本願寺金沢末寺の看坊職にあった常福寺側からも東末寺近辺への移転を望んでおり、藩年寄（前田孝貞・奥村庸礼・今枝直方ら）に相談したところ、寛文図掲載地点（大音主馬上げ地）で拝領地229歩を下付することに決したことがわかる。
- (16) 善福寺所蔵文書。閲覧にあたり大桑齊氏から便宜を得た。大桑氏作成の「ふり姫関係古文書」で宇喜多秀家息女との縁組一件の概要がわかった。
- (17) 前掲『金沢古蹟志』巻30の「御小人町」「御小人組地跡」の項目。
- (18) 「寛文七年図」709件を「延宝図」725件と比較した識別結果は、同一記載が527件、同姓記載などほぼ同種とみられるもの100件、別家異動は28件、地種変化43件、寛文七年図のみ記載11件、延宝図のみ記載16件であった。
- (19) 寛文期の4年間で田井村の御用地高は1万2000歩、泉野村でも同じ頃10年余で約3万歩が御用地に転用され、宝永4年までに接收された御用地は17万7845歩に及んだ（金沢市2002『金沢市史（資料編9）近世七』）。
- (20) 金沢市2002の1編3章3節「御用地・相対請地」は、寛文年間の御用地収公事例（195～202号など地子銀による「替歩」代償例ほか、万治2年の194号では引高対応の事例がある）や寛文5年から地子銀対応になったことを指摘する宝永3年「十村書上」（202号）を載せる。
- (21) 加賀藩武士身分の基本階層は、（人持組頭）・人持・平士・与力・御歩・（御歩並）・足軽・小者の8階層であるが、（ ）を付した人持組頭・御歩並を、それぞれ人持・御歩の一部とみなせば6階層となる（拙稿「藩士の身分と格式」金沢市2005『金沢市史（通史2）近世』2編2章）。なお年寄衆八家身分の確立は、貞享3年～元禄初期であるから、寛文期の武士身分を考察する本論で八家身分は設けなかった。
- (22) 『加賀藩史料』4編の寛文7年3月24日の触状。『国事雑抄』にも関連の普請会所法令を載せるが、与力屋敷の収公は寛文5年から実施されていた（金沢市2002）。
- (23) 惣構内部では「穴生奥源三郎」「かうらい万右衛門」「さやし久蔵」「御灰や孫左衛門」「御掃除坊主頭中嶋道円」「渡辺伊兵衛」などがこれに該当、惣構外部では「山上善右衛門（〇5—4）」「諸橋大夫 甚吉（N3—11）」がいた。いずれも「寛文11年侍帳」に掲載されていない。加賀建仁寺流の祖とされる山上氏が惣構外部におり、御大工渡辺氏（註11参照）が、堅町から惣構内部、石川門側に移転したのも異例の厚遇であった。なお絵図にも侍帳にも名前を載せる文人としては、千宗室、小堀新十郎（遠州の次男）、小瀬甫庵、本阿弥光甫（光山）、などがあり、惣構内部に住所をもっていた。
- (24) 「寛文元年侍帳」の御歩・小算用と一致した内訳は、惣構内部で10人、惣構外部で37人。
- (25) 木越隆三2006b
- (26) 田中喜男1977「城下町の成立・変容」（『伝統都市の空間論・金沢』弘詢社）
- (27) 「普請会所役付等覚書」（河内山家文書）に収録された「貞享2年12月令」。
- (28) 二瀬に分流した犀川を、元和年間、坂井就安が奉行となり一瀬にした。これにより、犀川の河原にあった地域が町地化した（『金沢古蹟誌』、田中喜男1977など）。